

5 水管 第 2384 号
令和 5 年 12 月 12 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

特定水産資源（まあじ）に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲
可能量の変更について（諮問第 434 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（まあじ）に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和五年十二月六日農林水産省告示第十七百八十六号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 宮下 一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたちくいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 （略） 第二 まあじ 一 （略） 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 <table> <tr> <th>都 道 府 県</th><th>都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>長崎県</td><td><u>24,400</u></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> 三 （略） 第三～第六 （略）	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	（略）	（略）	長崎県	<u>24,400</u>	（略）	（略）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたちくいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 （略） 第二 まあじ 一 （略） 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 <table> <tr> <th>都 道 府 県</th><th>都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>長崎県</td><td><u>22,400</u></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> 三 （略） 第三～第六 （略）	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	（略）	（略）	長崎県	<u>22,400</u>	（略）	（略）
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量																
（略）	（略）																
長崎県	<u>24,400</u>																
（略）	（略）																
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量																
（略）	（略）																
長崎県	<u>22,400</u>																
（略）	（略）																

令和 6 管理年度（令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月）まあじ 都道府県別漁獲可能量の変更について（案）

令和 5 年 12 月
水 産 庁

1 都道府県別漁獲可能量（案）

（1）変更の理由

まあじに関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の設定及び当初配分案等については、令和 5 年 11 月 2 日に開催した水産政策審議会第 127 回資源管理分科会において諮問を行い、原案のとおり承認する旨の答申をいただいたところである。

当該当初配分案のうち、長崎県の都道府県別漁獲可能量については、22,400 トンとしていたが、正しくは、24,400 トンであった。

このため、長崎県の都道府県別漁獲可能量について、以下（2）のとおり変更することとしたい（※長崎県の都道府県別漁獲可能量以外については、変更すべき点はなし。）。

（2）令和 6 管理年度（令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月）の都道府県別漁獲可能量変更案

特定水産資源	変更後の都道府県別漁獲可能量（長崎県）
まあじ	24,400 トン

2 配分（案）

変更後の配分案は下記のとおり。（※長崎県の都道府県別漁獲可能量以外は変更なし）

令和 6 管理年度まあじ漁獲可能量（TAC）の都道府県別漁獲可能量の変更について（案）

特定水産資源	TAC(トン)
まあじ	166,800

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	59,100

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
島根県	15,600	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県については、現行水準とする。
山口県	2,800	
長崎県	22,400 → 24,400	
宮崎県	3,800	
鹿児島県	3,300	

留保(トン)	33,400
--------	--------